

④ 督促手続事件

基準紛争利益の額	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
250万円以下	10万円	10万円	督促手続事件の報酬金は、 金銭等の回収をするなど明白 な成果があったときに限り発 生します。 最低額は10万円
250万円を超えて 300万円以下の場合	基準紛争利益の額×2%	基準紛争利益の額×4%	
300万円を超えて 3,000万円以下の場合	基準紛争利益の額×1%+3万円	基準紛争利益の額×2%+6万円	
3,000万円を超えて 3億円以下の場合	基準紛争利益の額×0.5%+18万円	基準紛争利益の額×1%+36万円	
3億円を超える場合	基準紛争利益の額×0.3%+78万円	基準紛争利益の額×0.6%+156万円	